

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰要項

1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

(1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村体育（スポーツ）協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者。

(5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた本会が特に認めた者。

3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前項第 1 号に定める候補者については、加盟都道府県体育（スポーツ）協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育（スポーツ）協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数 500 名まで 1 名、以下 500 名までを越えるごとに 1 名を増やした人数を、中央競技団体については、1 団体 3 名以内を推薦することができる。
- (2) 前項第 2 号および第 3 号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。
- (3) 前項第 4 号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。
- (4) 前項第 5 号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。ただし、前項第 4 号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

5. 表彰の方法

表彰の基準第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第 3 号については、本会指導者育成委員会委員長が表彰状を授与する。

6. 附則

この要項は平成 7 年 5 月 16 日から施行する。

この要項は平成 11 年 3 月 8 日から施行する。

この要項は平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

この要項は公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

この要項は平成 27 年 9 月 24 日から施行する。

この要項は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は令和元年 6 月 21 日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰 受賞候補者推薦にあたっての留意事項【令和 7(2025)年度】

1. 受賞候補者の個人情報の取り扱いについて(各号共通事項)

受賞候補者の個人情報は、別添「公認スポーツ指導者等表彰における個人情報の取扱いについて」の通り取り扱います。

推薦の際は、こちらの内容を受賞者本人に提示、同意を取得の上、名簿を提出いただきますようお願いいたします。

2. 第 1～3 号共通事項

(1) 表彰対象者

表彰の対象となる公認スポーツ指導者は、スポーツリーダーを除くすべての公認スポーツ指導者資格保有者となります。

候補者が表彰の基準を満たしているかどうか、公認スポーツ指導者管理システム等でご確認ください。判断に迷われた場合は、当該指導者の氏名・登録番号等を日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)の下記アドレスへお知らせください。JSPO にて資格の認定状況等を確認しメール受信後 1～2 週間ほどで返答いたします。

メールアドレス:kenshukai@japan-sports.or.jp

※ サッカー及びバスケットボールコーチ資格についても、表彰の対象となります。

ただし、日本サッカー協会公認 D 級ライセンス、日本バスケットボール協会公認 D 級ライセンスは対象外です。

(2) 各種推薦様式

令和 7(2025)年 7 月 31 日(木)までに、推薦書および受賞候補者名簿(Excel 形式)の 2 点をメールに添付し送信ください。推薦者が 0 名の場合は、その旨をメールにて報告をお願いいたします。

(3) 推薦後の流れ

9～10 月開催の JSPO 指導者育成委員会にて審査し、受賞者を決定後、推薦団体に決定通知を送付いたします。なお、受賞者名簿の記載内容は、推薦様式を受領後、随時確認いたしますが、確認事項が発生した場合には推薦団体に対しご連絡いたします。

【全国研修会での表彰式】

受賞者決定通知送付時に、表彰式(11 月下旬ごろ開催予定の令和 7 年度公認スポーツ指導者全国研修会にあわせて実施予定)への出欠確認を行います。

なお、対面形式での表彰式参加に伴う宿泊・交通費については自己負担(全国研修会の参加料は無料とする予定)となります。また、表彰式を対面形式で出席されなかった方の表彰記念品については、令和 8(2026)年 1 月中旬ごろに推薦団体宛にまとめて送付いたします。表彰記念品の授与については各団体にてご対応いただきますようお願いいたします。

3. 表彰の基準 第1号「永年表彰」【提出期限:令和7(2025)年7月31日(木)】

(1)推薦団体:中央競技団体、都道府県スポーツ協会

(2)活動年数:

活動年数の起算日は初期登録日とし、当該資格の初期登録日から表彰年度(2025 年)の4月1日まで通算して15年以上の活動年数が必要となります。このため、本年度(2025 年度)の候補者は、初期登録日が 2010 年 4 月 1 日登録までの方が対象になります。

更新手続き忘れや更新研修未受講による登録保留期間も活動年数へ繰り入れ可能です。ただし、新規登録時の未登録期間は、活動年数へ繰り入れ不可です。また、復活登録者についても、無効期間の活動年数への繰り入れは不可です。

なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は、表彰対象となりません。

※ 推薦時点で登録が有効でない場合は対象とはなりません。

※ 登録年数については、指導者管理システムの『資格履歴』や『旧資格履歴』を確認してください。なお、指導者管理システムはシステムの過去に数回のシステム変更を行っているため、情報の引継ぎができてない場合もあります。そのため、指導者から申告された取得年月と管理システムの取得年月日が異なる場合は、JSPO へご連絡ください。

(3)表彰歴:

過去において競技団体(中央・都道府県・市区町村)や体育・スポーツ協会(都道府県・市区町村)、国および地方公共団体(都道府県・市区町村)から「スポーツの指導育成における功績」により、表彰を受けている必要があります。上記記載の団体以外からの表彰(JSPO・スポーツ少年団・指導者協議会の表彰を含む)は対象となりませんのでご注意ください。

表彰歴があることが表彰の基準となりますので、各団体においては、表彰制度の整備、充実にご尽力いただくようお願いします。

スポーツドクターについては、スポーツドクターを対象とした表彰の整備状況を踏まえ、表彰歴がない場合でも例外として表彰の基準を満たすものとします。

※表彰年度の対象は前年度(2025 年 3 月 31 日)までとなります。

4. 表彰の基準 第2号「優秀選手育成賞」【提出期限:令和7(2025)年7月31日(木)】

(1)推薦団体:中央競技団体

(2)対象者:

当該選手が表彰対象となる成績を収めるに至った、過去から現在に至るすべての指導者(監督、コーチ、コンディショニング・メディカルスタッフ等)をグループとして表彰します。

■ある選手が成績を収めた際のグループの例(以下、全員を一括表彰)

- ・ 小学生の時に所属していたスポーツ少年団の指導者
- ・ 中学校の部活動の顧問
- ・ 高校の部活動の顧問・外部コーチ
- ・ 実業団の監督・コーチ・アスレティックトレーナー
- ・ 日本代表チームの監督・コーチ・アスレティックトレーナー・スポーツドクター・スポーツ栄養士

※ 当該選手を指導していた際に資格を未取得であっても、推薦年度(2025年)の4月1日以前に資格の認定を受けている場合は、表彰の対象となります。なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は表彰対象となりません。

(3)成績:

「前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において…」とある、これに準じる国際大会および優秀な成績とは下記のとおりとなります。

大会名	成績
オリンピック競技大会	8位入賞
世界選手権	8位入賞
大陸別大会(アジア競技大会等)	3位入賞
ユースオリンピック	3位入賞
世代別世界選手権(ワールドユニバーシティゲームズ等)	3位入賞
世代別・大陸別選手権	3位入賞

※ 同一選手の成績による繰り返しの表彰について

本基準の趣旨に鑑み、同一選手の成績による繰り返しの表彰は行いません。ただし、監督・コーチの変更等により、表彰対象となる指導者が、過去に当該選手の成績に基づき本基準による表彰を受けていない場合は表彰対象となります。

■例1:アジア競技大会での金メダル獲得で、競技開始からメダル獲得時点までに関わったすべての指導者が表彰を受けた後、2年後のオリンピック競技大会で金メダルを獲得した。

対応→アジア競技大会以降に変更があり、表彰を受けていないコーチやコンディショニング・メディカルスタッフ等のみ表彰の対象となります。

■例2:選手Aのコーチとしてオリンピック競技大会で8位入賞し表彰を受けた。4年後のオリンピック競技大会では別の選手のコーチとして金メダルを獲得した。

対応→別の選手の成績となるため、表彰の対象となります。

5. 表彰の基準 第3号「若手指導者奨励賞」【提出期限:令和7(2025)年7月31日(木)】

(1)推薦団体:中央競技団体

(2)対象者:

日本代表チームスタッフ(監督、コーチ、コンディショニング・メディカルスタッフ等)として国際大会(※対象大会は第2号「優秀選手育成賞」の表を参照)に参加した者で、推薦年度(2025年)の4月1日時点で30歳以下の方が対象となります。活動年数は問いませんが、推薦団体における活動実績が必要となります(推薦年度(2025年)の4月1日以前に資格の認定を受けていること)。

なお、過去に本基準による表彰を受けている場合、また、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は表彰対象となりません。

6. 表彰の基準 第4号「退任感謝状」【提出期限:令和8(2026)年3月13日(金)】

(1)推薦団体:中央競技団体、都道府県スポーツ協会

(2)対象者:

15年以上にわたってスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残して引退される方、あるいは将来表彰の対象となるにたる顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するというものです。

本件については、その審査をJSPO加盟団体長に委ねることとしており、必要に応じて各加盟団体に感謝状をお送りし、所定の様式による実績報告を年度末に一括してJSPOへ提出いただくことになります。

(3)その他留意点:

過去に本要項の基準第1号、第2号、第3号の表彰を受けた指導者も、この感謝状贈呈の対象とすることが出来ます。

※少なくとも、表彰する年度の4月1日時点で資格が有効だった場合に限ります。

(4)推薦の流れ:

年間を通して随時受け付けます。メールにて、「4号退任感謝状受領者名簿」および「必要部数調査票」をJSPOに提出いただいた後、感謝状(氏名の記載なし)を発送いたしますので、推薦団体にて記名の上、対象者(逝去者は関係者)に授与していただきます。感謝状授与後、JSPOに感謝状贈呈者報告書の提出をお願いいたします。

7. 表彰の基準 第5号「特別功労表彰」

「公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者」とは、具体的には永年にわたって指導者の育成のためにご尽力いただき顕著な功績があると認められる講師等を指しており、JSPO指導者育成委員会で推挙することとしています。

また、「公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた」とJSPOが特に認めた者についても、JSPO指導者育成委員会で推挙することとしています。

いずれも、各加盟団体において顕著な功績が認められる受賞候補者がいる場合は、予めJSPOにご連絡いただければ、JSPO指導者育成委員会にて審議可能か確認いたします。

公認スポーツ指導者等表彰における個人情報の取扱いについて

- (1) 日本スポーツ協会(以下、当協会)は、公認スポーツ指導者等表彰の実施にあたり取得する個人情報について、以下の目的のために利用します。
- ・ 公認スポーツ指導者等表彰の受賞候補者推薦に係る手続き
 - ・ 公認スポーツ指導者等表彰に係る連絡
 - ・ その他事務連絡等
- (2) 受賞が決定した際は、氏名、推薦団体、保有資格、受賞理由の情報が、当協会及び推薦団体の広報媒体(情報誌、ホームページ、SNS、)へ掲載・公開されるほか、報道機関等により新聞・雑誌・関連ホームページ等へ掲載されることがあります。
- なお、第4号「退任感謝状」については、日本スポーツ協会からの公表はいたしません。
- (3) 当協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続きに従い、誠意をもって対応します。また、本人から利用目的の通知を求められた際には、本人に対し、法令に則って、所定の手続きに従い、遅滞なく通知します。これらの請求については、当協会指導者育成課(kenshukai@japan-sports.or.jp)まで連絡ください。
- (4) 当協会の個人情報保護方針は以下 URL からご確認ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>